

# 禁止行為解除承認申請について

豊田市民文化会館の舞台等において、演出上(利用上)、やむを得ず必要な喫煙・裸火の使用、危険物品持込み等の禁止行為を行う場合、下記の手順にて解除申請手続きをお願いします。

## 必要書類

次の①～④を1部作成してください。

① 禁止行為の解除承認申請書	会館事務室または会館ホームページから取得し各項目を記入
② 舞台(会場)平面図	禁止行為対象物及び持込消火器・監視員の位置を明記
③ タイムスケジュール	使用時間帯を明記 ※リハーサルも含む
④ 禁止行為対象物品説明書	機器仕様書及び油分の成分表を添付。

## 手続きの手順

### 1. 申請書類の作成

・上記①～④の書類を作成してください。



### 2. 文化会館に提出 (1回目)

・申請書を確認後、**所長印を押印し**、複写を1部作成します。  
・「原本」「複写」の2部をお渡しします。  
※書類だけでは安全確認が難しいと思われるもの(花火等)については、見本を実際に使用して判断させていただきます。



### 3. 消防署に提出

・文化会館所長印の押印がされた「原本」「複写」2部を提出してください。  
・申請承認後、承認番号が捺印された申請書が1部返却されます。

豊田市消防本部予防課 (業務時間は平日午前8時30分から午後5時15分まで)  
住所: 豊田市長興寺5-17-1 TEL 0565-35-9704



### 4. 文化会館に提出 (2回目)

・行為日の1週間前までに、承認を受けた申請書1部を提出してください。  
**※所長印が押印されていないものは無効**



申請手続き終了